

別表第1 (第2条関係) 処理基準 (防火対象物関係)

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
①屋外における火災予 防 の 活 動 に 支 障 を な し お く る た り の 予 防 に 関 する 事 項	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認められるもの又は消火、避難その他の消防	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為				
		2 残火、取灰又は火の粉				
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件				

防に危険な行為等		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去（法第3条第1項第4号）				
----------	--	------------------------	-----------------------	--	--	--	--

事 例 / 履 行 期 限 等

【事例】

(行為の禁止、危険物の除去)

- 火花を発する行為を、可燃性蒸気（ベーパー）が発生又は滞留している場所（塗装工場、自動車修理工場、ゴミ工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの
(禁止、消火の準備)
- 工事現場などで、不燃シート等で建築物の木（造）部分を養生せずに火花を発する行為を行っているもの
(たき火の禁止)
- たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの
注 たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について
ア 炭化部分の剥離、灰化し始めた状態
イ 継続的なたき火による炭化
(行為の禁止、消火の準備)
- 危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの

【履行期限】

原則として即時

【事例】

(残火の始末)

- 神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの

【履行期限】

原則として即時

【事例】

(危険物の除去)

- 屋外において、オートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れ、ベーパーが発生しているもの
(物件の除去)
- 焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの

【履行期限】

原則として即時

【事例】

(物件の除去、整理)

- 避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合
- 敷地内の店舗出入り口前に置かれた避難上不能となる大量の物品の放置

【履行期限】

原則として即時

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
②防火対象物における火災予防に危険 防火対象物の位置、構造、設備又は	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告（法第5条第1項）	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

		2 消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合	警告（法第5条第1項）	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告（法第5条第1項）	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告（法第5条第1項）	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

事 例 / 履 行 期 限 等
<p>【事例】 (改修命令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの ○ 変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの ○ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの

- ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの
 - 厨房設備の排気用ダクトに自動消火設備の設置義務があるが、設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの
(工事の停止又は中止命令)
 - 塗装工事中(シンナー使用)において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく吏員の措置命令に従わないもの
- 【履行期限】**
- ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
 - ・工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる。

- 【事例】**
- 防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの
 - ア 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの
 - イ 機能不良(自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し)
 - ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの
 - エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの
 - 堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの
 - 配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの
 - 避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているので、避難に重大な支障をきたしているもの
 - ア 階段の出入り口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの
 - イ 階段室等を多目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの
 - ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの
 - エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの
 - オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの
- 注1 改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤防火管理関係違反」で処理する。
- 注2 令別表第1(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。
- 【履行期限】**
- 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

- 【事例】**
- 防災性能を有する防災対象物品を使用しないで、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの、ただし、次に示すものについて適用除外とする。
 - ア スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの
 - イ 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの
- 【履行期限】**
- 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容

<p>③防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）</p>	<p>1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p>	<p>使用禁止命令等（法第5条の2第1項第1号）</p>				
		<p>使用禁止命令等（法第5条の2第1項第2号）</p>				

	<p>2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	<p>警告（法第5条の2第1項第2号）</p>	<p>警告事項の不履行のもの</p>	<p>使用禁止命令等（法第5条の2第1項第2号）</p>	
--	---	-------------------------	--------------------	------------------------------	--

事 例 / 履 行 期 限 等
<p>【適用要件の意義】 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。</p> <p>a 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置していないもの</p> <p>b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの</p> <p>c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがないもの</p> <p>【履行期限】 原則として即時</p>

【事例】

- 火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの
(炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの)
- 小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの
 - ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの
 - イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの
 - ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具が設置されていないもの

【履行期限】

原則として即時

【事例】

- 次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの
 - ア 防火管理業務が適性に行われていないと認めるもの
 - ・ 厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの
 - ・ 排熱筒が木部に接近しており、継続的に使用すれば火災が発生するおそれがあるもの
 - ・ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの
 - ・ 劇場、百貨店等において、催し物、大売出し等により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正に配置されていないもの
 - ・ 定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの
(入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等)
 - イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの
 - ウ 防火区画若しくは避難施設が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの

【履行期限】

原則として即時

注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。

注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう。

注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発性危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
④防火対象物における火災予防	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第5条の3第1項）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）		

	2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰 又は火粉の 始末（法第 5条の3第 1項）	一次措置が 不履行で、 かつ、③の 適用要件に 該当する場 合	③の一次 措置によ る（法第 5条の 2）		
	3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去 その他の処 理（法第5 条の3第1 項）	一次措置が 不履行で、 かつ、③の 適用要件に 該当する場 合	③の一次 措置によ る（法第 5条の 2）		
	4 放置され、若しくはみだりに存置された物件（上記3の物件を除く）	物件の整理 又は除去 （法第5条 の3第1 項）	一次措置が 不履行で、 かつ、③の 適用要件に 該当する場 合	③の一次 措置によ る（法第 5条の 2）		

<p>事 例 / 履 行 期 限 等</p>
<p>【事例】 (行為の禁止) ○ 防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの (物件の使用禁止) ○ 可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの</p>

(行為の禁止)

- 修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発生する機器を用いているもの
(物件の使用停止)
- ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの

【履行期限】
原則として即時

【事例】
(残火の始末)

- 炭火焼きを行う飲食店で、赤熱し露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの

【履行期限】
原則として即時

【事例】
(物件の除去)

- 階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、次の物件のいずれかが存置されているもの
 - ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品
 - ・大量な化繊の衣装
 - ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体
 - ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物
- 使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの

注 事例に該当しないが繰り返し違反等悪質性があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。

【履行期限】
原則として即時

【事例】
(物件の整理、除去)

- 物件が存置されていることにより、一人できえ通行することが困難なもの

注 事例に該当しないが繰り返し違反等悪質性があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。

【履行期限】
原則として即時

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容

⑤ 防火管理関係違反	1	防火管理者未選任	警告（法第8条第1項）	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
	2	防火管理業務不適正					
		消防計画未作成	警告（法第8条第1項）	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		消防計画が不適正なもの	警告（法第8条第1項）	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		消火、通報及び避難訓練未実施	警告（法第8条第1項）	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

		消防用設備等の点検、整備未実施等	警告（法第8条第1項、法第17条の3の3）	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
--	--	------------------	-----------------------	------------	-----------------	----------------------------	-------------------

事 例 / 履 行 期 限 等

注 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、

違反処理の対象外とすることができる。

【履行期限】

2ヶ月程度を目安とするが、防火管理者講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

【履行期限】

2週間以内

(防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期限以内とする。)

【事例】

○ 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの

【履行期限】

2週間以内

(防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期限以内とする。)

【事例】

- 消火・避難訓練を1年以上実施していないもの

【履行期限】

1ヶ月以内（規模、用途に応じて設定する。）

注 ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返し違反を行うものなど悪質なものは一次措置の適用要件とする。

【事例】

- 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検が未実施のもの

注1 点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までには是正されていない場合は、「⑧消防用設備等に関する基準違反」により処理する。

注2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は2種類以上の設備の点検未実施がある場合は、二次措置を行うことができる。

【履行期限】

- ・点検未実施については、1ヶ月以内
- ・整備未実施については、整備内容により期限を設定する。

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	火気使用器具、電気器具等の管理（火気の使用又は取扱いに関する監督不適正）	警告（法第8条第1項）	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

⑤ 防火管理関係違反	2 防火管理業務不適正	指定場所における喫煙等の制限 (火気の使用又は取扱いに関する 監督不適正)	警告（法第 8条第1 項）	警告事項不 履行のもの	適正執行 命令（法 第8条第 4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、③の 適用要件に 該当する場 合	③の一次措 置による (法第5条 の2)
		避難又は防火上必要な構造及び設 備の管理不適正	警告（法第 8条第1 項）	警告事項不 履行のもの	適正執行 命令（法 第8条第 4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、③の 適用要件に 該当する場 合	③の一次措 置による (法第5条 の2)
		劇場等の定員管理不適正	警告（法第 8条第1 項）	警告事項不 履行のもの	適正執行 命令（法 第8条第 4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、③の 適用要件に 該当する場 合	③の一次措 置による (法第5条 の2)
事 例 / 履 行 期 限 等							

【事例】

- 火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの
- 天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの

注 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材等の炭化等が認められる場合は、③（法第5条の2）の措置による。

【履行期限】

1ヶ月以内

【事例】

- 劇場等その他消防長が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持ち込みを行っているもの

注 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。

【履行期限】

原則として即時

【事例】

防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの

- 竪穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし閉鎖できなくしているもの
- 階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの
- 出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの

注 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その1）」により処理する。

【履行期限】

2週間以内

【事例】

- 劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興業等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので他に違反が存する場合は、「③防火対象物における火災予防危険行為等（その2）」により処理する。

【履行期限】

原則として即時

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
未決定 ⑥ 共同防火管理協議事項	共同防火管理協議事項未決定	警告（法第8条の2）	警告事項不履行のもの	決定命令（法第8条の2第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
⑦ 定期	定期点検結果報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第8条の2の2第4項）				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの					

点 検 報 告	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項の規定の命令がされたもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項）				
	3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					

事 例 / 履 行 期 限 等
<p>注 令別表第1（五）項口が過半のもので、防火管理業務が適正に行われているものを除く。</p> <p>【履行期限】 防火対象物における各権原ごとの防火管理者の選任、消防計画の作成指導をふまえて期限を設定する。</p>
<p>【事例】</p> <p>○ 点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの</p> <p>【履行期限】 原則として即時</p>

【適用要件の意義】

形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。

【履行期限】

なし

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容

<p>⑧ 消防用設備等に関する基準違反</p>	<p>消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正なもの</p>	<p>警告（法第17条第1項）</p>	<p>警告事項の不履行のもの</p>	<p>設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>
-------------------------	--------------------------------	---------------------	--------------------	------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------

事 例 / 履 行 期 限 等

【措置対象】

- 技術基準に従って設置されていないと認めるもの
 - ア 全体に未設置
 - イ 一部未設置のうち、階又は対象物の過半にわたるもの
- 技術基準に従って維持されていないと認めるもの
 - ア 自動火災報知設備の受信機が作動しないもの
 - イ 自動火災報知設備の感知器回路の断線等により防火対象物又は部分の全体にわたり未警戒となっている場合
 - ウ 一の階のすべての避難器具が使用不能の場合
 - エ 非常電源が設置されていないもの

注1 ベル停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理業務適正執行命令を発する。

注2 法第17条第2項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。

【履行期限】

工事内容に応じて設定する。なお、工事日数については次を参考にする。

- 1 自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果
 全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。
 - ・ 延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内
 - ・ 延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3ヶ月以内
 - ・ 延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4ヶ月以内
- 2 工事日数例
 - (例1) RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合
 - (例2) RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合
 - (例3) RC造、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）に消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓（例1）	30日	2ヶ月
屋内消火栓（例2）	30日	3ヶ月
屋内消火栓（例3）	40日	4ヶ月
スプリンクラー（例1）	30日	4ヶ月
スプリンクラー（例2）	30日	5ヶ月
スプリンクラー（例3）	40日	8ヶ月
自動火災報知設備（例1）	30日	2ヶ月
自動火災報知設備（例2）	30日	3ヶ月
自動火災報知設備（例3）	40日	5ヶ月

(例4) 耐火造、地上3階地下1階、建築面積約 650 m²、延べ面積 1,800 m²の既存遊技場ビル (パチンコ、カラオケ) 全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は 100 日